

# 令和6年業種別死亡災害発生状況

(令和6年3月31日現在)

千葉労働局

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年同期	令和6年 R6.3.31	対同期 増減	増減率 %
製 造 業	食料品製造業		1					1	1	
	繊維・繊維製品製造業									
	木材・木製品・家具製造業									
	紙製造・印刷製本業		1							
	化学工業	1	1		1			1	1	
	窯業・土石製品製造業	2	1			2				
	鉄鋼・非鉄金属製造業		1							
	金属製品製造業		1	2	1	1	1		-1	-100.0
	一般機械器具製造業		1	1		1				
	電気機械器具製造業									
	輸送用機械器具製造業									
	電気・ガス・水道業									
	その他の製造業		1			1		1	1	
	小計	3	8	3	2	5	1	3	2	200.0
鉱業		1								
建 設 業	土木工事業	1	4	3	1	5	2	5	3	150.0
	建築工事業 (木造家屋建設業 / 内数)	7	4	2	6	2	1		-1	-100.0
	その他の建設業	4	4		1	3	1		-1	-100.0
	小計	12	12	5	8	10	4	5	1	25.0
運 取 扱 貨 物 業	運輸交通業	1								
	陸上貨物運送業	6	3	2	4	2	1	2	1	100.0
	港湾荷役業			2						
小計	7	3	4	4	2	1	2	1	100.0	
林業										
農業				3	2	1				
そ の 他 の 事 業	卸売業			2	1					
	小売業	3	2		2			1	1	
	医療保健業		1	1						
	警備業	2	1	1	1	2				
	飲食店									
	ゴルフ場の事業	1	1							
	清掃・と畜業 (ビルメンテナンス業 / 内数)	2	3	1	1			1	1	
			(1)	(1)						
	上記以外の事業	5		1	2	5	1		-1	-100.0
小計	13	8	6	7	7	1	2	1	100.0	
計	36	31	21	23	25	7	12	5	71.4	

1. 毎年確定は翌年3月末日(年度末)とする。  
【令和6年分は令和7年3月31日をもって確定とする】
2. 陸上貨物運送業には道路貨物運送業および陸上貨物取扱業を含む。
3. 令和6年1月31日の数値は1月31日までに報告があったもの(速報値)。
4. 令和6年の数値は速報値である(令和7年3月31日をもって確定とする)。

# 令和6年業種別死亡災害発生状況

(令和6年3月31日現在)  
【新型コロナ関係除く】

千葉労働局

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年同期	令和6年 R6.3.31	対同期 増減	増減率 %
製 造 業	食料品製造業		1					1	1	
	繊維・繊維製品製造業									
	木材・木製品・家具製造業									
	紙製造・印刷製本業		1							
	化学工業	1	1		1			1	1	
	窯業・土石製品製造業	2	1			2				
	鉄鋼・非鉄金属製造業		1							
	金属製品製造業		1	2	1	1	1		-1	-100.0
	一般機械器具製造業		1			1				
	電気機械器具製造業									
	輸送用機械器具製造業									
	電気・ガス・水道業									
	その他の製造業		1			1		1	1	
	小計	3	8	2	2	5	1	3	2	200.0
鉱業		1								
建 設 業	土木工事業	1	4	3	1	5	2	5	3	150.0
	建築工事業 (木造家屋建設業 / 内数)	7	4	2	6	2	1		-1	-100.0
	その他の建設業	4	4		1	3	1		-1	-100.0
	小計	12	12	5	8	10	4	5	1	25.0
運 取 扱 貨 物 業	運輸交通業	1								
	陸上貨物運送業	6	3	2	4	2	1	2	1	100.0
	港湾荷役業			2						
小計	7	3	4	4	2	1	2	1	100.0	
林業										
農業				3	2	1				
そ の 他 の 事 業	卸売業			2	1					
	小売業	3	2		2			1	1	
	医療保健業									
	警備業	2	1	1	1	2				
	飲食店									
	ゴルフ場の事業	1	1							
	清掃・と畜業 (ビルメンテナンス業 / 内数)	2	3	1	1			1	1	
	上記以外の事業	5		1	2	5	1		-1	-100.0
	小計	13	7	5	7	7	1	2	1	100.0
計	36	30	19	23	25	7	12	5	71.4	

1. 毎年の確定は翌年3月末日(年度末)とする。  
【令和6年分は令和7年3月31日をもって確定とする】
2. 陸上貨物運送業には道路貨物運送業および陸上貨物取扱業を含む。
3. 令和6年2月29日の数値は2月29日までに報告があったもの(速報値)。
4. 令和6年の数値は速報値である(令和7年3月31日をもって確定とする)。